

電気自動車等導入補助金交付要綱

(平成23年8月10日制定)

(趣旨)

第1条 財団法人淡路島くにうみ協会（以下「協会」という。）は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進することにより、大気環境の改善や地球温暖化の防止、淡路島内における移動手段の電動化を図り、あわじ環境未来島構想を推進するため、電気自動車等を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一「電気自動車」とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

二「プラグインハイブリッド自動車」とは、エネルギー回生機能を有する四輪以上の検査済自動車であって外部からの充電が可能なものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 協会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、電気自動車等導入に要する経費の一部を補助するものとし、補助金の交付対象となる者については別表1のとおりとする。

(補助対象自動車の要件)

第4条 補助対象自動車は、別表2に定める要件にすべて適合するものとする。

(交付対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表3に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。ただし、リース契約期間が3年に満たない場合は当該期間に応じた割合により補助額を算定する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）

に別表4に定める書類を添えて、協会に対し、その定める期日までに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 協会は、補助金の交付申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により補助の適否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 協会は、補助金の交付決定をした場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。
 - 一 補助事業の内容を変更する場合においては、協会の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業に要する経費の使用方法に関すること。
 - 三 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、協会の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに協会に報告してその指示を受けるべきこと。
- 3 協会は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者（第7条に定める交付決定を受けた者をいう、以下同じ）は、協会の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で協会に報告しなければならない。

(事業の変更の承認申請)

第9条 補助事業者は、第7条第2項第1号の規定による協会が附した条件に基づき、補助事業の内容の変更について協会の承認を得ようとするときは、補助金内容変更承認申請書（様式第4号）を協会に提出しなければならない。

(事業の変更の承認)

第10条 協会は、前条の変更の申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、補助金内容変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更

し、又は条件を附することができる。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助事業者は、第7条第2項第3号の規定による協会が附した条件に基づき、補助事業の中止又は廃止について協会の承認を得ようとするときは、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を協会に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認)

第12条 協会は、前条の中止又は廃止の申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、補助金中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付額の確定)

第13条 協会は、第6条の規定による申請書の提出があり、第7条第1項の規定による交付決定を行うときは、併せて補助金の額の確定を行い、当該交付決定の通知と併せて補助金の額を通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付額確定通知書を受理したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）により交付を請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第15条 協会は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

2 協会は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 協会は、前条第1項の取り消しを決定した場合において、当該取り消し

に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 協会は、第13条の補助金額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 協会は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した電気自動車等を協会の承認を受けず、補助金の交付の目的、要件に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、使用の本拠を変更し又は担保に供する処分を行ってはならない。ただし、事業完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、協会が別表5に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項に定める財産処分の制限期間内に補助事業により取得した電気自動車等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）を協会に提出し、承認を得なければならない。
- 3 協会は、前項の財産処分申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、財産処分承認通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 協会は、第2項の申請を承認する場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることとする。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(取扱に関わる事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定め

るものとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1

説 明	内 容
補助金交付対象者の要件 (1) から (3) のいずれかの要件に適合する者	<p>(1) 淡路島内に本社又は事業所が所在する事業者であること。</p> <p>(2) 淡路島内に1年以上在住する個人（交付申請の日までに連続して1年以上在住していること）</p> <p>(3) (1) 又は (2) の者に対して電気自動車等を貸与するリース事業者であること。</p> <p>※1 (1) (3) とも国・地方公共団体及び国又は地方公共団体が50%以上出資する法人等を除く</p> <p>※2 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行うものを除く</p>

別表2

説明	区分	内 容
補助対象自動車の要件	新車であるもの	<p>(1) 四輪以上の電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車であること。（平成25年3月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録又は新車新規検査届出が行われるものであること。）</p> <p>(2) 淡路島内に使用の本拠の位置を置くこと。</p> <p>(3) リースによる導入においては、自動車リース事業者は、電気自動車等の貸与料金について、協会からの補助金相当分を通常の貸与料金から減額して設定すること。</p>

別表3

説明	区分	補助対象経費	補助金の額（上限額）
補助金の上限額	新車であるもの	<p>電気自動車の購入に係る経費 （車両本体価格のみ対象）</p> <p>※消費税及び地方消費税相当額を除く</p>	<p>30万円 （但し、国補助金(クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金)の額以内とする。）</p>

別表 4

説 明	内 容
補助金交付申請書 添付書類	<p>(1) 申請者が事業者の場合は、申請者の営む主な事業及びその内容を記した書面 (法人の場合は法人格を有することを証する書類(商業・法人登記簿謄本等)、個人事業者の場合は所得税確定申告書控え等(受付印の押印されたもの)、当年に開業した場合は、個人事業の開業届出書(受付印の押印されたもの))</p> <p>(2) 申請者が個人の場合は、住民票(申請者が淡路島の住民となった年月日が確認できるもの)</p> <p>(3) 債権者登録書及び通帳の写し</p> <p>(4) 支払証拠書類</p> <p>(5) 補助対象自動車の自動車検査証及び契約書又はこれに代わるもの(割賦販売契約の場合は、割賦販売契約書も併せて添付)</p> <p>(6) 写真(ナンバーの写ったもの)</p> <p>(7) リース事業者の場合、リース料から補助金相当分が減額されることを確認できる書類として電気自動車等に関する以下の書類</p> <p>① 自動車賃貸契約書</p> <p>② リース料金の算定根拠明細書(通常のリース料金と補助金を受けた場合のリース料金が比較できるもの)</p> <p>③ 使用者(借受人)が事業者の場合は、使用者の営む主な事業及びその内容を記した書面 (法人の場合は法人格を有することを証する書類(商業・法人登記簿謄本等)、個人事業者の場合は所得税確定申告書控え等(受付印の押印されたもの)、当年に開業した場合は、個人事業の開業届出書(受付印の押印されたもの))</p> <p>④ 使用者が個人の場合は、住民票(申請者が淡路島の住民となった年月日が確認できるもの)</p> <p>(8) その他協会が必要と認める書類</p>

別表 5

説 明	内 容
財産処分の制限期間	3年 ※自動車検査証に記載のある「登録年月日／交付年月日」から起算して3年間を財産処分の制限期間とする。ただし、リース事業者の場合は、自動車賃貸契約の契約日から起算して3年間とし、リース契約期間が3年に満たない場合において補助金が当該期間に応じて算定されている場合は、その契約期間を財産処分の制限期間とする。